

第四章 帯広説教所時代

開拓当初の宗教

本派本願寺帶広別院（西）の成り立ちと、その後の仏教活動を継るためには、順序として帶広開拓初期のあらましを述べておかねばならない。

依田勉三の統いる晩成社移民団十三戸が、帶広に開拓の鍵を打ちこんだのは明治十六年の春、移民たちの苦労は言語に絶するものがあつたが、人の住むところ宗教ありで、彼等は入地早々心のよりどころを神に求めていたようである。このことは入地第一年七月二十九日の「渡辺勝日記」からも知ることができる。

明治二十六年、この地に足をとどめた淨土真宗大谷派の僧侶小山恵超が、この太子像を譲り受け、大通南三丁目に草庵を結んで布教にあつた。

ところが明治二十八年四月に開拓した北海道集治監十勝分監の教誨師としてやつてきた山県良温は、伸びゆく帶広地方の形勢をみて小山僧侶と相談、同三十一年三月西一条十一丁目に「大谷派本願寺帶広説教所」を開いた。初代主任僧侶は門地正教であつた。これが東別院の前身であるが、明治四十年一月、当時の説教所主任小島淨輝が寺院創立を出願し、「大谷派本願寺函館別院帶広支院」と改称された。

脇谷謙了帶広入り

明治二十八年八月、本派本願寺派僧侶金目府玄が、本山の命をうけ函館から十勝開教のため帶広にやつってきた。そのころの帶広は、あたかも市街区画がはじまつたばかり、

「後一時ヨリ村民一同弊屋デ集会、道路ノ事等ヲ談ジ、旦毎日曜日、主ノ道ヲ講ズル事ヲ談ズ。来聴ヲ乞フ者數人」

とある通り、この渡辺は錦木銃太郎とともに、晩成社三幹部の一人、いすれもキリストの洗礼を受けていた。したがつて和人入地以後の帶広の宗教活動は、キリスト教にはじまつたといえる。

一方仏教については、起源がつまびらかでないが、古老の話によると明治二十二年ごろ、オベリベリの晩成社部落に仮寓していた木挽職の林某が、聖徳太子の石像を安置し、朝夕勤行を怠らなかつた。これが機縁となり、晩成社の人々が中心にささやかな太子堂を建立した。たまたま、

大通りから電信通りにかけ五、六十戸の家が歯の抜けたよう建つてゐるにすぎなかつた。わずかに大谷派僧侶の小山恵超が、帶広川のほとりで布教にあつていただけ、数えるだけも門徒がいなかつたので布教を思いとどまり、その年のくれ函館に引きあげた。

引きあげるにあたり、金目は奉持していた五百代形御本尊絵像を、門徒の寺井長吉に保管奉持をたのんで去つている。寺井はそのころ大通九丁目（いまの畠山雜貨店）に日用品雜貨商を営み、深く仏法に帰依する男であつた。

明治三十年六月、富山県人の桃井徹心が来住、翌年四月には同じく富山県から斎藤宏吉が移り住んだ。間もなく桃井は幸震（いまの帶広市大正町）に転じ、斎藤も幕別町糠内にこもつた。超えて三十二年十月、本派本願寺の命をうけた山本恵似が、十勝開教担任兼帶広説教所主任として来任した。そして先住の桃井、斎藤と相談して、東一条南六丁目に民家を借り受け「本派本願寺帶広説教所」の標札をかがけた。同時にさきに寺井が保管をたのまれていた奉持

仏を本尊として安置したが、これが帯広西別院の前身となつたのである。

明治三十六年三月、山本が去つたあと同年八月に脇谷諦

了が大津に上陸した。脇谷は山形県東田川郡広野村の仏照寺住職で、当時六十二才の老令であつたが、開教意欲に燃える彼は、着任と同時にそれまでの民家に満足せず、当時三百戸に手の届こうとする帯広の町を、隅から隅と見て歩き説教所にふさわしい位置を物色した。たまたま西一条十

一丁目（いまの福井旅館附近）に、禪僧織田活道の建てた説教所が空家となつていて、織田と交渉してこの建物を借り受けることとした。

織田は愛知県の人、明治三十三年十一月三日、帯広に法錫をとどめたあと、西一条十一丁目一帯の貸下を受けて寺領とし、草庵を結んだが、越えて三十六年には、早くもいままの西二条三丁目に地を相して八十四坪の仮堂宇を建て、その年六月十八日『永祥寺』の寺号公称を得た。帯広として寺号の公称を受けたのはこれが始まりで、寺院の草分け

明治三十六年開創
1903年

明治三十六年九月二十九日

十勝国河西郡帯広町大字下帯広村
字大通五丁目十九番地

信徒総代 藤本長祓

同國同郡同町大字同字同七丁目十五番地

脇谷が信徒総代と、時の河西支府長上野直温に提出した説教所設置願書はつきのようなものである。

眞宗本願寺説教所設置願

今般信徒百拾弐名協議ノ上十勝国河西郡帯広町西壹条拾
五丁目拾參番地永祥寺所有ノ家屋宅棟ヲ借受ケ説教所ヲ
設置致度候間御許可被成下度別紙調書管長添書並附履書
類相添家屋所有者信徒総代連署ヲ以テ此段奉願候也

ということになっている。

説教所設置出願

同 古沢松之助 一番地 真宗本願寺派仏照寺住職
同 寺井長吉 当時帯広町大字下帯広村字西一条十二丁
同國同郡同町大字同字西二条六丁目十八
番地 同 福西常蔵 目十三番地寄留
同 地主 十勝国河西郡帯広町大字下帯広村字西二
条三丁目
同 作田七郎右衛門 管理者 脇谷諦了
同 佐々木庄十郎 河西文序長 上野直温殿
同 地主 同國同郡同町大字同字石狩通三丁目三番
地 同 加納梅太郎
同 地主 同國同郡同町大字同字同十二丁目十七番
地 同 仁木栄右衛門
同 地主 羽前国東田川郡広野村大字広野新田二十
程度で、昼も熊や狐、鹿が密林に遊んでいた。そのような

この願書は翌三十七年二月九日付で許可され、いよいよ脇谷の種極的な十勝開教となるが、明治三十七年といえば鉄道一本もない時代、帯広から郡部に通ずる道路も刈分け

中を東に西に教線をひらめた老僧の辛酸は想像に絶するものがあつたようである。

本願寺派説教所維持方法書

収入之部

一金百両拾円

信徒ヨリ庵ヶ年間収納

一米三石六斗

信徒ヨリ庵ヶ年間収納

合計 金百両拾円

米三石六斗

支出之部

一金三石拾六円

説教所庵ヶ年間借家料

一金三拾六円

伴僧一名庵ヶ年間手当金

一金一拾四円

小使一名一ヶ年間給金

一金六円

仏前供物料

一金拾二円

薪炭等経費

一金六円

各説教所へ郵稅

一米三石六斗

飯米一ヶ年間分

合計 金百両拾円

米三石六斗

右之通相違無之候也

明治三十六年九月二十九日

信徒総代 藤本長藏

説教所維持方法書の一部

筆

本派本願寺帶廣別院附屬

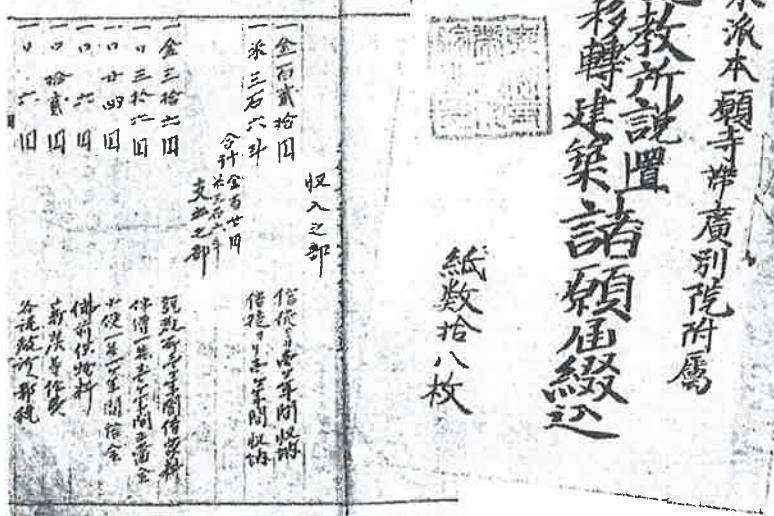
説教所設置
并移轉建築諸願申綴込

紙數拾八枚

説教所を移す

— 19 —

古沢松之助 同 同 同 同
寺井長吉 福西常蔵 作田七郎右衛門 佐々木庄十郎 加納梅太郎 仁木栄右衛門
同 同 同 同 同 同
説教所管理者 脇谷諦了



説教所開設當時、百十二名にすぎなかつた信徒は、七年の春には二百余名を数えるに至つた。これは脇谷の熱心な布教もあづかつて力あつたが、同時にこの年代に移民が続々入地していることも、信徒増加に拍車をかけている。これらの信徒たちは、禪宗説教所の跡を借りていることを快よしとせず、新しく土地を買いつつて説教所を移転

すべしとの声が起つてきた。

この結果脇谷管理者は、信徒総代と寄り寄り相談の結果、オベリベリにある晩成合資会社所有地八百十坪を買取ることに一決、信徒から寄附金を集め、雪どけを待つて五十坪余りの説教所に加え十二坪の庫裡を建てて移つた。借家の説教所が許可されてから、僅か三ヶ月余りのあとである。

この移転地先はいまの東四条六丁目にあたり、當時この一帯は晩成社（代表依田勉三）農場として貸下げられていた。例によつて河西支庁に提出した移転建築届を再録してみよう。

地三筆ノ内八百拾坪ヲ買取り説教所敷地トシテ移転建築仕候条別紙境内建築圖面及管長添書相添此段及御届候也

明治三十七年五月十四日

右説教所管理者 脇谷 諦了

同國同郡同町西二条六丁目

同國同郡同町大通九丁目

信徒総代 寺井長吉

藤本長藏

福西常蔵

同國同郡同町大字下帶広村番外地
地所々有主 晩成合資会社 業務担当
依田勉三代理 大村玉作
北海道厅河西支庁長 上野直溫殿

眞宗説教所移転建築御届

十勝国河西郡帶広町西毫条拾屯丁目拾三番地

明治三十七年二月九日許可 本願寺派説教所

右説教所創設ノ際織田活道ノ所有敷地家屋毫棟ヲ借受ケ

説教所設置仕候處今般信徒二百余名協議之上晩成合資会社所有地大字下帶広村ヲベリベリ拾四番地ノ毫、拾七番

この建築材は十勝川対岸（いまの木野市街）から運んだといわれているが、建築費その他については詳らかでない。

電信通 27三

六間三尺

床	上段	床
八 畳	四 間	八 畳
座 敷	佛 間	座 敷
全	間	全
全	參詣間	全
全	四 間	全
全	八 間	全

6丁目

説教所建物
見取図

庫裡
三間
四間

30間